

河合町選挙管理委員会告示第30号

平成31年4月21日執行の河合町長選挙及び河合町議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定により次の額を超えることができない。

平成31年4月16日

河合町選挙管理委員会

委員長 楯澤 繁一

支出制限額

河合町長選挙 3,003,100円

河合町議会議員選挙 2,233,900円